

令和 3年 5月20日提出

第 2 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 68 号議案	令和 3 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 69 号議案	令和 3 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 70 号議案	令和 3 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 71 号議案	浜松市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	1
第 72 号議案	浜松市市民協働センター条例の一部改正について	5
第 73 号議案	浜松市税条例等の一部改正について	7
第 74 号議案	浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び 浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	29
第 75 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	31
第 76 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の 一部改正について	35
第 77 号議案	浜松市美術館条例の一部改正について	37
第 78 号議案	住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による市街地の区域 及び住居表示の方法について	41
第 79 号議案	小字の廃止について	43
第 80 号議案	市有財産の無償譲渡について （北区・浜北区光ファイバケーブル設備及び付属施設）	45
報 第 2 号	専決処分の承認について （浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例の 一部改正について）	47
報 第 3 号	専決処分の承認について （浜松市税条例の一部改正について）	49
報 第 4 号	専決処分の報告	67
報 第 5 号	令和 2 年度浜松市病院事業会計の弾力条項の適用について	75
報 第 6 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和 3 年度事業計画について	別冊
報 第 7 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 3 年度事業計画 について	別冊

報 第 8 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和3年度事業計画について	別冊
報 第 9 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和3年度事業計画について	別冊
報 第 10 号	株式会社なゆた浜北の令和3年度事業計画について	別冊
報 第 11 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和3年度 事業計画について	別冊
報 第 12 号	令和2年度浜松市繰越明許費繰越計算書	79
報 第 13 号	令和2年度浜松市事故繰越し繰越計算書	85
報 第 14 号	令和2年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書	87
報 第 15 号	令和2年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書	89
監報第 10 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 11 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 71 号 議 案

令和 3年 5月20日提 出

浜松市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

浜松市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

浜松市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例で定める軽微な不備)</p> <p>第3条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>(定款の変更の認証の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第3条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正について準用する。</p> <p>(合併の認証の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 第2条第2項から第4項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハに掲げる書類について、第3条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正について、それぞれ準用する。</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第14条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した提出書に同項に規定する書類(法第54条第2項第2号に掲げる書類)にあっては、既に提出している場合で</p>	<p>(条例で定める軽微な不備)</p> <p>第3条 法第10条第4項に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>(定款の変更の認証の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第3条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正について準用する。</p> <p>(合併の認証の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 第2条第2項から第4項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハに掲げる書類について、第3条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正について、それぞれ準用する。</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第14条 法第55条第1項本文の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した提出書に同項本文に規定する書類(同項ただし書に規定する場合にあっては、法第54条第2項第2号</p>

<p>その内容に変更がないときは、その旨を記載した書類)を添えて行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第22条 読替え後の電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>に掲げる書類を除く。)を添えて行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第22条 読替え後の電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び第5項並びに法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧とする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定(浜松市特定非営利活動促進法施行条例第14条の改正(「第55条第1項」を「第55条第1項本文」に、「同項」を「同項本文」に改める部分を除く。)に限る。)による改正後の第14条(改正後の第18条において準用する場合を含む。)の規定は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

第 72 号 議 案

令和 3年 5月20日 提 出

浜松市市民協働センター条例の一部を改正する条例について

浜松市市民協働センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市市民協働センター条例の一部を改正する条例

浜松市市民協働センター条例（平成13年浜松市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）					
1 研修室等				1 研修室等					
利用時間区分	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	利用時間区分	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで		
利用区分	1時間につき	1時間につき		利用区分	1時間につき	1時間につき			
(略)				(略)					
第3研修室	(略)			第3研修室	(略)				
スタジオ	市民活動団体	460	690	340	スタジオ	市民活動団体	460	690	340
	その他	920	1,380	690		その他	920	1,380	690
ギャラリー 占用利用	(略)			ギャラリー 占用利用	(略)				
備考 (略)				備考 (略)					
2 (略)				2 (略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 73 号 議 案

令和 3年 5月20日提 出

浜松市税条例等の一部改正について

浜松市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市税条例等の一部を改正する条例

(浜松市税条例の一部改正)

第1条 浜松市税条例(昭和29年浜松市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第317条の3の2第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。次条第4項において同じ。)</u>により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法第317条の3の2第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)</u>により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第317条の3の3第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、</u></p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法第317条の3の3第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、</u></p>

当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条・次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第53条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第53条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 退職手当等の支払を受ける者
でその退職手当等の支払を受けるべき日の
属する年の1月1日現在において区内に住
所を有する者は、その支払を受けるときま
までに、施行規則第5号の9様式による申告
書を、その退職手当等の支払をする者を
経由して、市長に提出しなければならない。
この場合において、支払済みの他の退職手
当等がある旨を記載した申告書を提出する
ときは、当該申告書に当該支払済みの他の
退職手当等につき法第328条の14の規
定により交付される特別徴収票を添付しな
ければならない。

2 前項の場合において、退職所得申告書が
その提出の際に経由すべき退職手当等の支
払をする者に受理されたときは、その退職
所得申告書は、その受理されたときに市長
に提出されたものとみなす。

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 退職手当等の支払を受ける者
でその退職手当等の支払を受けるべき日の
属する年の1月1日現在において区内に住
所を有する者は、その支払を受ける時まで
に、施行規則第5号の9様式による申告書
を、その退職手当等の支払をする者を
経由して、市長に提出しなければならない。こ
の場合において、支払済みの他の退職手
当等がある旨を記載した申告書を提出する
ときは、当該申告書に当該支払済みの他の
退職手当等につき法第328条の14の規
定により交付される特別徴収票を添付しな
ければならない。

2 前項の場合において、退職所得申告書が
その提出の際に経由すべき退職手当等の支
払をする者に受理されたときは、その退職
所得申告書は、その受理された時に市長に
提出されたものとみなす。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者
は、退職所得申告書の提出の際に経由すべ
き退職手当等の支払をする者が令第48条
の18において準用する令第8条の2の2
に規定する要件を満たす場合には、法第
328条の7第3項の規定に基づく総務省
令で定めるところにより、当該退職所得申
告書の提出に代えて、当該退職手当等の支
払をする者に対し、当該退職所得申告書に
記載すべき事項を電磁的方法により提供す
ることができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第
2項の規定の適用については、同項中「退

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第19項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第30項第1号ハに規

職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号ハに規

定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

13 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

14 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

15 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

16 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

17 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

18 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

19 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

20 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

21 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

22 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

23 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。

24 法附則第15条第47項に規定する条

定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

20 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

21 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

22 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

23 法附則第15条第42項に規定する条

例で定める割合は、3分の2とする。

25・26 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第21条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定(次項から第5項までにおい
て「初回車両番号指定」という。)を受け
た月から起算して14年を経過した月の属
する年度以後の年度分の軽自動車税の種別
割に係る第83条の規定の適用について
は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号
に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第
83条の規定の適用については、当該軽自
動車が平成31年4月1日から令和2年3
月31日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和2年度分の軽自動車税の
種別割に限り、当該軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には令和3
年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の
表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

(表略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号
に掲げる法第446条第1項第3号に規定
するガソリン軽自動車(以下この項及び次
項において「ガソリン軽自動車」という。)

例で定める割合は、3分の2とする。

24・25 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第21条 法附則第30条第1項に規定する
三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定(次項から第8項までにおい
て「初回車両番号指定」という。)を受け
た月から起算して14年を経過した月の属
する年度以後の年度分の軽自動車税の種別
割に係る第83条の規定の適用について
は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号
に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第
83条の規定の適用については、当該軽自
動車が令和2年4月1日から令和3年3月
31日までの間に初回車両番号指定を受け
た場合には令和3年度分の軽自動車税の種
別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号
に掲げる法第446条第1項第3号に規定
するガソリン軽自動車(以下この条におい
て「ガソリン軽自動車」という。)のうち

のうち三輪以上のものに対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 5 (略)

三輪以上のものに対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 5 (略)

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第83条の規

定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種

<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第30条 (略)</p>	<p><u>別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定</u>中同表の中欄に掲げる字句は、<u>それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第30条 (略)</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則

<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第7条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族<u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6</p>

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2～5 （略）

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第6条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2～5 （略）

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第6条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場

第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3（略）	合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3（略）
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合） 第11条の2（略） 2～23（略） 24・25（略）	附 則 （法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合） 第11条の2（略） 2～23（略） <u>24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> 25・26（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 浜松市税条例等の一部を改正する条例（令和2年浜松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中

「

<u>10</u> 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第42項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び <u>第12項</u> において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係	<u>9</u> 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第52項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び <u>第11項</u> において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係
---	--

を

手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

に、

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

を

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

に、

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除

を

控除する。

する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

に、

2・3 （略）

2・3 （略）

を

2 （略）

2 （略）

に、

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第5条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項

第5条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定に

の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

より延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

を

第5条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規

第5条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞

定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

に

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和4年1月1日

(2) 第3条及び次条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第4条の規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の浜松市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の浜松市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の浜松市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例

による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）

（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税の種別割に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 74 号 議 案

令和 3年 5月20日提 出

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(浜松市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 浜松市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年浜松市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 新条例附則第3条の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>3 新条例附則第3条の規定は、令和元年度分から令和3年度分までの保険料(令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年浜松市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 改正後の附則第9項の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>3 改正後の附則第9項の規定は、令和元年度分から令和3年度分までの保険料(令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 75 号 議 案

令和 3年 5月20日提 出

浜松市都市公園条例の一部改正について

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用の許可)</p> <p>第7条の2 有料公園施設を利用しようとする者及び無料公園施設（<u>児童プール、屋外2.5mプール</u>、緑化推進センター及び万葉の森公園施設を除く。）を専用利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第11条 第10条第1項及び第2項に規定する使用料は、利用する日前において市長が指定する日までに（一般利用及び動物園の利用の場合にあっては<u>利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際</u>）納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第29条 第3条第1項若しくは第3項の許可（別表第4の3及び4に掲げる都市公園並びに同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。）又は第7条の2の許可（同表の3に掲げる都市公園、同表の4に掲げる都市公園（<u>動物園及び雄踏総合公園駐車場</u>を除く。）及び同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第7条の2 有料公園施設を利用しようとする者及び無料公園施設（児童プール、緑化推進センター及び万葉の森公園施設を除く。）を専用利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第11条 第10条第1項及び第2項に規定する使用料は、利用する日前において市長が指定する日までに（一般利用及び動物園の利用の場合にあっては、<u>利用の際</u>）納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第29条 第3条第1項若しくは第3項の許可（別表第4の3及び4に掲げる都市公園並びに同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。）又は第7条の2の許可（同表の3に掲げる都市公園、同表の4に掲げる都市公園（動物園を除く。）及び同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日</p>

管理者が指定する日までに（個人利用及び一般利用並びに浜松城、フラワーパーク、漕艇場シャワー室及び雄踏総合公園水泳場の利用の場合にあっては利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際）納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2～8 （略）

別表第1（第7条関係）

1 （略）

2 無料公園施設

名称	利用日	利用時間
(略)		
遠州海浜公園	屋外25mプール	7月の第3土曜日から8月31日まで
	児童プール	
	自由広場	(略)
	(略)	

備考 (略)

別表第3（第10条・第29条関係）

1～17 （略）

18 雄踏総合公園

(1) (略)

(2) 多目的スポーツ広場

利用時間区分		午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで） 2時間につき
利用区分	全面	円 1,560
	小学校の児童及び中学校の生徒	780

までに（個人利用及び一般利用並びに浜松城、フラワーパーク、漕艇場シャワー室及び雄踏総合公園水泳場の利用の場合にあっては利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際）納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2～8 （略）

別表第1（第7条関係）

1 （略）

2 無料公園施設

名称	利用日	利用時間
(略)		
遠州海浜公園	自由広場	(略)
	(略)	

備考 (略)

別表第3（第10条・第29条関係）

1～17 （略）

18 雄踏総合公園

(1) (略)

(2) 多目的スポーツ広場

利用時間区分		午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで） 2時間につき
利用区分	全面	円 1,780
	小学校の児童及び中学校の生徒	890

半 面	一般	780	
	小学校の児童及び中学校の生徒	390	
備考 (略)			
(3)～(7) (略)			
19 (略)			
別表第4 (第25条関係)			
1・2 (略)			
3 都市公園 (利用料金)			
都市公園名	業務		
(略)	(略)		
梶池緑地			
雄踏総合公園			
引佐総合公園			
4 都市公園 (使用料及び利用料金)			
都市公園名	業務		
館山寺総合公園	(略)		
雄踏総合公園			
5・6 (略)			
別表第5 (第25条関係)			
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)	(略)		
別表第4 の4の都 市公園	第10条第2 項	(略)	動物園及び 雄踏総合公 園駐車場
		有料公園 施設	動物園
	(略)		

半 面	一般	890	
	小学校の児童及び中学校の生徒	440	
備考 (略)			
(3)～(7) (略)			
19 (略)			
別表第4 (第25条関係)			
1・2 (略)			
3 都市公園 (利用料金)			
都市公園名	業務		
(略)	(略)		
梶池緑地			
雄踏総合公園			
引佐総合公園			
4 都市公園 (使用料及び利用料金)			
都市公園名	業務		
館山寺総合公園	(略)		
雄踏総合公園			
5・6 (略)			
別表第5 (第25条関係)			
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)	(略)		
別表第4 の4の都 市公園	第10条第2 項	(略)	動物園
		有料公園 施設	動物園
	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

第 76 号 議 案

令和 3年 5月20日提 出

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(経営の基本) 第3条 (略) 2 事業の種類及び規模は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 下水道事業 ア (略) イ 排水人口 <u>62万4,250人</u>	(経営の基本) 第3条 (略) 2 事業の種類及び規模は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 下水道事業 ア (略) イ 排水人口 <u>63万2,340人</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 77 号 議 案

令和 3年 5月20日提 出

浜松市美術館条例の一部改正について

浜松市美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市美術館条例の一部を改正する条例

浜松市美術館条例（昭和46年浜松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定による取消し等により利用者が損害を受けることがあっても委員会は、その責を負わない。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第16条 利用者は、美術館に特別の設備をしたときは、利用後直ちにこれを原状に復さなければならない。この場合において<u>前条第1項</u>の規定による利用の取消し等をされた場合においても同様とする。</p> <p><u>2 利用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。</u></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第16条 利用者は、美術館に特別の設備をしたときは、利用後直ちにこれを原状に復さなければならない。この場合において<u>前条</u>の規定による利用の取消し等をされた場合においても同様とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第17条の2 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に浜松市秋野不矩美術館の管理を行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 浜松市秋野不矩美術館の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長又は委員会のみの特権に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。</u></p>

<p>(協議会の設置)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>(1) <u>美術品及び美術工芸品の保管及び展示に関する業務</u></p> <p>(2) <u>第3条第2号から第5号までに掲げる事業に関する業務</u></p> <p>(3) <u>施設の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(4) <u>施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める業務</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="831 824 1415 1189"> <tr> <td>第4条</td> <td><u>委員会が</u> <u>これ</u></td> <td><u>指定管理者は、</u> <u>委員会の承認を得てこれ</u></td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td><u>委員会が特に</u> <u>臨時</u></td> <td><u>指定管理者は、</u> <u>委員会の承認を得て臨時</u></td> </tr> <tr> <td>第6条</td> <td><u>委員会</u></td> <td><u>指定管理者</u></td> </tr> <tr> <td>第8条</td> <td><u>委員会の</u></td> <td><u>指定管理者の</u></td> </tr> <tr> <td>第9条、第11条及び第15条</td> <td><u>委員会</u></td> <td><u>指定管理者</u></td> </tr> </table> <p>(協議会の設置)</p> <p>第18条 (略)</p>	第4条	<u>委員会が</u> <u>これ</u>	<u>指定管理者は、</u> <u>委員会の承認を得てこれ</u>	第5条	<u>委員会が特に</u> <u>臨時</u>	<u>指定管理者は、</u> <u>委員会の承認を得て臨時</u>	第6条	<u>委員会</u>	<u>指定管理者</u>	第8条	<u>委員会の</u>	<u>指定管理者の</u>	第9条、第11条及び第15条	<u>委員会</u>	<u>指定管理者</u>
第4条	<u>委員会が</u> <u>これ</u>	<u>指定管理者は、</u> <u>委員会の承認を得てこれ</u>														
第5条	<u>委員会が特に</u> <u>臨時</u>	<u>指定管理者は、</u> <u>委員会の承認を得て臨時</u>														
第6条	<u>委員会</u>	<u>指定管理者</u>														
第8条	<u>委員会の</u>	<u>指定管理者の</u>														
第9条、第11条及び第15条	<u>委員会</u>	<u>指定管理者</u>														

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 浜松市秋野不矩美術館に係る改正後の浜松市美術館条例（以下「新条例」という。）第17条の2第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第2条から第8条までの規定による指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(指定管理者制度移行に伴う経過措置)

- 3 施行日前に改正前の浜松市美術館条例（以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会がした許可その他の行為（浜松市秋野不矩美術館について行った新条例第17条の2第2項に規定する業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為（浜松市秋野不矩美術館についてされた新条例第17条の2第2項に規定する業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

第 78 号 議 案

令和 3年 5月20日提 出

住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による市街地の区域及び住居表示
の方法について

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 3 条第 1 項の規定により、本市に
おける市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式に
よるものとする。

浜松市長 鈴 木 康 友



凡例	
開発事業区域	
町界（現在）	
市街地の区域（住居表示実施区域）	
町名（現在）	

小字の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による浜松都市計画事業都田川山土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から次のとおり小字を廃止する。

浜松市長 鈴木 康 友

1 小字を廃止する区域

都田町字東原3888の1から3888の2まで、3888の4から3888の5まで、3888の16、3888の21、3888の24から3888の27まで、3888の30、3888の33、3888の36、3888の38、3888の47から3888の48まで、3888の76から3888の80まで、3888の83、3888の86から3888の90まで、3888の95から3888の97まで、3888の99から3888の100まで、3888の105から3888の110まで、9665、都田町字画名3898の1、都田町字都田山十五7766の2、9664の1、都田町字都田山十六7768の4、7768の7から7768の10まで、7768の12から7768の36まで、7768の38から7768の47まで、7768の49、7768の58から7768の62まで、7768の64から7768の65まで、7768の67から7768の68まで、7768の80、7768の84、7768の89、7768の91、7768の94、7768の98から7768の99まで、7768の101から7768の109まで、7768の111から7768の114まで、7768の119、7768の121から7768の122まで、7768の125から7768の158まで、7772の1から7772の5まで、7772の20、7772の24、7772の27から7772の53まで、7772の56から7772の59まで、7772の61、7772の63から7772の71まで、7772の75、7774の1から7774の10まで、7775の1から7775の14まで、7776の1から7776の7まで、7777の1、7777の3から7777の9まで、7777の12から7777の17まで、7777の20から7777の41まで、7778の1、7778の9から7778の10まで、7778の15から7778の18まで、7778の24、7779の1、7779の6、7780の1から7780の3

まで、7780の6、7780の8から7780の10まで、7780の14から7780の19まで、7782の1から7782の2まで、7783の1から7783の4まで、7784、7786の1から7786の2まで、7786の23から7786の24まで、7786の27、7786の29から7786の36まで、7786の47から7786の49まで、7787の1から7787の12まで、7788の1から7788の7まで、7788の9から7788の15まで、7788の21から7788の26まで、7788の28から7788の39まで、9657から9658まで、及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部

上記地番は、令和2年12月10日現在の登記簿による。

市有財産の無償譲渡について

次のとおり市有財産を無償譲渡する。

浜松市長 鈴木 康 友

所在地等	財産の概要	無償譲渡の相手先	無償譲渡の理由
浜松市北区 伊平地区 浜松市北区 引佐地区 浜松市浜北区 宮口地区 浜松市浜北区 中瀬地区	北区・浜北区光ファイバ網整備工事で構築した光ファイバケーブル設備及び附属設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共用電源装置 ・ 光ケーブル試験装置 ・ 光伝送装置 ・ 集線装置 ・ 光成端架 ・ 自立型通信設備収容BOX ・ 線路・伝送設備 ・ 電柱 ・ 光ケーブル ・ ドロップケーブル 	浜松市中区 板屋町103番地3 西日本電信電話株式会社 浜松支店 支店長 片山 義生	今後設備更新が見込まれる光ファイバ設備及び附属施設を、整備当初から維持管理を委託していた通信事業者に無償譲渡することにより、市の財政的負担及び維持管理にかかる人的負担を削減するとともに、災害時の迅速な対応、効率的、効果的な整備、運営を実現する。

報 第 2 号

令和 3年 5月20日 提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 鈴木 康 友

専 第 5 号

令和 3年 3月31日 専 決

浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例の一部改正について

浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定め
る。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例(平成22年浜松市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業(以下「過疎地域自立促進特別事業」という。)</u>及び過疎地域の振興事業の推進を図るため設置する<u>浜松市過疎地域自立促進事業基金</u>(以下「基金」という。)について必要な事項を定める。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>過疎地域自立促進特別事業</u>及び過疎地域の振興事業に要する経費に充てるときに限り処分することができる。</p>	<p><u>浜松市過疎地域持続的発展事業基金に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)附則第5条において準用する同法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業(以下「過疎地域持続的発展特別事業」という。)</u>及び過疎地域の振興事業の推進を図るため設置する<u>浜松市過疎地域持続的発展事業基金</u>(以下「基金」という。)について必要な事項を定める。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>過疎地域持続的発展特別事業</u>及び過疎地域の振興事業に要する経費に充てるときに限り処分することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

報 第 3 号

令和 3年 5月20日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 鈴木 康 友

専 第 6 号

令和 3年 3月31日専 決

浜松市税条例の一部改正についてに関する条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市税条例の一部を改正する条例

浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第82条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第12条 次条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第82条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第12条 次条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると</p>

認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当

認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当

該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令

成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第14条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税

和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第14条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度

額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(表略)

(市街化区域農地に対して課する平成20年度以後の各年度分の固定資産税の特例)

第14条の2 市街化区域農地に係る平成20年度以後の各年度分の固定資産税に限り、平成20年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に定める率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

(表略)

2・3 (略)

分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(表略)

(市街化区域農地に対して課する平成20年度以後の各年度分の固定資産税の特例)

第14条の2 市街化区域農地に係る平成20年度以後の各年度分の固定資産税に限り、平成20年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に定める率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

(表略)

2・3 (略)

4 令和2年度分の固定資産税について浜松市税条例の一部を改正する条例(令和3年浜松市条例第 号)による改正前の浜松市税条例附則第14条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令

第14条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る同条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第14条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（中心市街地における償却資産に対して課する平成20年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第14条の6 （略）

（過疎地域における固定資産税の特例）

第14条の7 過疎地域自立促進特別措置法

（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により同法第2条第1項の過疎地域とみなされる区域において、同法第31条に規定する製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者のその事業に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対しては、新たに課することになった年度から3年度分に限り、固定

定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（中心市街地における償却資産に対して課する平成20年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第14条の6 （略）

資産税を課さない。

2 第1項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに規則で定める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(免税点の適用に関する特例)

第15条 (略)

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第16条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第15条 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第16条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、

合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市

当該都市計画税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

計画税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(表略)

第18条の2 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(表略)

第18条の2 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に

に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税

に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第140条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第140条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第140条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第140条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第20条の2 法第451条第1項第1号

(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第20条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第20条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車~~が~~法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

第20条の2 法第451条第1項第1号

(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第20条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第20条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車~~が~~法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の浜松市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年3月31日以前に、製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者のその事業に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地を取得した場合における改正前の浜松市税条例附則第14条の7の規定は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の失効後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは、「失効前の過疎地域自立促進特別措置法」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税の環境性能割に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故にかかる和解及び損害賠償の額並びに工事請負契約の変更について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
7	令和3年 3月22日	和 解 1,024,963円	静岡市葵区 常磐町1丁目7番地5 あいおいニッセイ 同和損保静岡ビル2 階 あいおいニッセイ 同和損害保険株式 会社 静岡損害サービス 部 部長 宮本 浩史	令和2年 6月25日	浜松市西区 和地町6242番地の 6地先 物損事故
		和 解 676,007円	浜松市中区 旭町12番地の1 遠鉄百貨店新館事 務フロア11F		

			損害保険ジャパン 株式会社 静岡保険金サービ ス部 浜松保険金サービ ス第一課 課長 関 重夫		
事故の状況	<p>午前5時30分頃、A氏の被害車両が主要地方道細江舞阪線を北進中及びB氏の被害車両が同路線を南進中、民地である法面側から上空に伸びていた樹木の落木により、両被害車両のフロント部等を損傷した物損事故である。</p> <p>当該事故の被害者は、北区細江町気賀のA氏及び西区和光町のB氏であるが、損害賠償求償権がA氏からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社へ、B氏から損害保険ジャパン株式会社へ移転したことに伴い、同社と和解するもの。</p>				
負担割合	浜松市 50% 相手方 0% 土地所有者 50%				
対策	令和2年6月 剪定作業完了。				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
8	令和3年 3月24日	和 解 15,411円	浜松市東区 国吉町1番地の2 国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務 所 中ノ町出張所 出張所長 田中 祐太	令和3年 2月8日	浜松市天竜区 月615番2 地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後2時30分頃、相手方車両が県道渡ヶ島横山線を南進中、山側法面からの落木により、相手方車両の前部右側を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和3年2月 法面の点検、支障物の撤去完了。</p>				
9	令和3年 4月21日	和 解 45,281円	浜松市西区 入野町 C氏	令和3年 2月13日	浜松市西区 神原町1219番地 の2地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前11時55分頃、相手方車両が市道西山神ヶ谷線を南進中、車道外側線をはみ出して側溝上を走行した際、傷んでいた側溝蓋が破損して左後輪が側溝内に落ち、車両左側後部を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対 策 令和3年2月 補修工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
10	令和3年 4月28日	和 解 30,437円	浜松市南区 瓜内町 D氏	令和3年 3月24日	浜松市南区 瓜内町82番地の 15 地先 物損事故
事故の状況		午後8時30分頃、相手方車両が市道中島瓜内1号線を東進中、路肩の舗装破損により生じた段差（約10cm）に右側後輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。			
負担割合		浜松市50% 相手方50%			
対 策		令和3年4月 補修工事完了。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
11	令和3年 2月24日	和 解 201,300円	浜松市西区 雄踏町宇布見5585 番地 崇和株式会社 代表取締役 山下 哲彦	令和2年 12月13日	浜松市西区 雄踏町宇布見5585 番地 交通事故（物損）
事故の状況		午前9時45分頃、西ヶ崎公民館の駐車場に公用車を駐車する際、アクセルとブレーキを踏み間違え、相手方敷地を囲んでいたフェンスに公用車の前部が接触し、フェンスの一部を倒壊させた物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員に対して嚴重注意を行うとともに、課員に対しても安全運転意識の徹底を図ることで事故防止に努めるよう注意喚起を行った。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
12	令和3年 3月4日	和 解 75,680円	浜松市北区 初生町1303番地の8 あきやま不動産株 式会社 代表取締役 秋山 和之	令和2年 10月29日	浜松市中区 神田町133番地 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午後4時30分頃、相手方駐車場内において公用車で後進した際、公用車左側面が駐車場と駐輪場の境に設置されていたポールに接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に対して嚴重注意を行うとともに、課員へ再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。また、乗車前の周囲の状況及び安全な駐車位置を確認するよう指導した。</p>					
13	令和3年 3月29日	和 解 819,640円	愛知県名古屋市中 区 東桜一丁目13番3号 株式会社シーエナ ジー 代表取締役社長 佐古 直樹	令和2年 7月3日	浜松市北区 引佐町井伊谷616 番地の5 地域遺産センター 駐車場内 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午前10時30分頃、公用車にて地域遺産センター駐車場に入場する際、公用車の右側幌とカーポートが接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に嚴重注意をするとともに、課員に対して車両の周辺状況の確認を嚴重に行うよう注意喚起を図った。また、車内に車両の車幅や車高の掲示を行った。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
14	令和3年 4月19日	和 解 68,860円	東京都品川区 西五反田二丁目20 番4号 タイムズサービス 株式会社 執行役員経営統括 本部長 牧野 純	令和3年 2月24日	浜松市中区 元城町103番地の2 浜松市役所本庁舎 駐車場 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午後2時20分頃、浜松市役所本庁舎駐車場において、公用車がコインパーキング入口のゲートを通過する際、発券処理をせずに前方の車両に続いて通過したため、降下してきたバーと公用車が接触し、バーを破損させた物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、全職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を図った。また、浜松市「車中八策」を再確認し、安全運転の徹底を図った。</p>					
15	令和3年 4月20日	和 解 81,400円	湖西市 ときわ三丁目7番 44-4号 株式会社タブノ樹 代表取締役 梶 健二	令和3年 1月14日	浜松市西区 坪井町4383番地の 2 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午後0時15分頃、相手方駐車場内において後退した際、ごみ収集塵芥車の左側後部がフェンス支柱に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員に対して、塵芥車両の後退時には、必ず同乗者が降車し、後方確認しながら運転者を誘導するよう指導した。また、当該指導内容を徹底するため、標語を作成し、課内に掲示した。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
16	令和3年 4月20日	和 解 16,500円	浜松市中区 高林四丁目4番11号 フジクリエイ ション株式会社 代表取締役 藤田 聡明	令和3年 1月28日	浜松市中区 蜷塚一丁目6番26 号 交通事故（物損）
事故の状況		午前2時50分頃、救急車が出動先駐車場から右折にて発進するため、一旦左に膨らんだ際、救急車の左前方側面が駐車場内のコンクリート塀に接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員に個別指導と嚴重注意を行うとともに、再発を防止するため、全署員に対し安全運転管理者による研修を実施し、安全確認の注意喚起、事故事例の検証による交通事故防止と交通安全意識の高揚を図った。			

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
17	令和3年 3月31日	和 解 91,740円	浜松市西区 舞阪町舞阪 E氏	令和3年 3月2日	浜松市西区 舞阪町舞阪2089番地の1 物損事故
事故の状況		道路照明灯に据え付けの舞坂宿脇本陣案内看板が落下し、駐車していた相手方車両の右側ヘッドランプ部分を損傷した物損事故である。			

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
18	令和3年 3月5日	(仮称) 浜松市市民音 楽ホール新築工事(機 械設備工事)	652,683,900円	652,668,500円	令和3年 3月5日
<p>変更の理由 換気及び空調機器の仕様変更に伴う減額変更 減額率 $\Delta 0.002\%$</p>					
<p>工事の概要 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事に伴う機械設備工事 一式 空気調和設備、給排水衛生設備、消火設備、昇降機設備</p> <p>契 約 者 日管・ハマネン特定建設工事共同企業体</p> <p>代 表 者 浜松市中区池町220番地の4 日管株式会社 代表取締役社長 三輪 容次郎</p> <p>議決状況等 当初契約：令和元年6月21日 第90号議案 原案可決 649,000,000円 変更契約：令和2年 2月27日 第17号議案 原案可決 652,683,900円</p>					
19	令和3年 3月5日	(仮称) 浜松市市民音 楽ホール新築工事(電 気設備工事)	393,921,000円	393,916,600円	令和3年 3月5日
<p>変更の理由 電力及び通信引き込み配線の仕様変更に伴う減額変更 減額率 $\Delta 0.001\%$</p>					
<p>工事の概要 (仮称) 浜松市市民音楽ホール新築工事に伴う電気設備工事 一式 電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電 設備等</p> <p>契 約 者 栄・東電設特定建設工事共同企業体</p> <p>代 表 者 浜松市中区松城町200番地の6 栄電気工業株式会社 代表取締役 高橋 計介</p> <p>議決状況等 当初契約：令和元年9月18日 第110号議案 原案可決 390,500,000円 変更契約：令和2年 2月27日 第 19号議案 原案可決 393,921,000円</p>					

令和2年度浜松市病院事業会計の弾力条項の適用について

令和2年度浜松市病院事業会計（医療センター事業）は、医業外収益の増加（県支出金の増加）に伴い、医業費用（交付金）の最終予算に不足をきたしたため、地方公営企業法第24条第3項の規定に基づき、弾力条項を適用したので報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

弾力条項適用額は、収入支出とも269,374,000円である。

収益的収入及び支出

収 入

款	項	充当前の額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	計
1 医療センター事業収益		円 3,820,592,000	円 269,374,000	円 4,089,966,000
	2 医業外収益	3,542,000,000	269,374,000	3,811,374,000
収入合計		9,010,991,000	269,374,000	9,280,365,000

支 出

款	項	支出前の額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	計
1 医療センター事業費用		円 3,557,945,000	円 269,374,000	円 3,827,319,000
	1 医業費用	2,865,483,000	269,374,000	3,134,857,000
支出合計		8,810,340,000	269,374,000	9,079,714,000

浜松市病院事業会計弾力条項適用予算説明書

収益的収入及び支出

1 総括 (収入)

款	充当前の額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	計
	円	円	円
1 医療センター事業収益	3,820,592,000	269,374,000	4,089,966,000
収入合計	9,010,991,000	269,374,000	9,280,365,000

(支出)

款	支出前の額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	計
	円	円	円
1 医療センター事業費用	3,557,945,000	269,374,000	3,827,319,000
支出合計	8,810,340,000	269,374,000	9,079,714,000

収益的収入及び支出

2 収 入

款	項	目	充当前の額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	計
1 医療センター事業収益			円 3,820,592,000	円 269,374,000	円 4,089,966,000
	1 医業収益		275,735,000	0	275,735,000
		1 その他 医業収益	275,735,000	0	275,735,000
	2 医業外収益		3,542,000,000	269,374,000	3,811,374,000
		1 受取利息 及び配当金	1,328,000	0	1,328,000
		2 他会計負担金 及び補助金	1,380,443,000	0	1,380,443,000
		3 指定管理者 負担金	1,098,113,000	0	1,098,113,000
		4 県支出金	959,466,000	269,374,000	1,228,840,000
		5 国庫支出金	54,050,000	0	54,050,000
		6 長期前受金戻入	44,977,000	0	44,977,000
		7 その他 医業外収益	3,623,000	0	3,623,000
	3 特別利益		2,857,000	0	2,857,000
		1 過年度損益 修正益	1,000,000	0	1,000,000
		2 その他 特別利益	1,857,000	0	1,857,000

3 支 出

款	項	目	支出前の額	地方公営企業法第 24条第3項の規 定による支出額	計
1 医療センター 事業費用			円 3,557,945,000	円 269,374,000	円 3,827,319,000
	1 医業費用		2,865,483,000	269,374,000	3,134,857,000
		1 給与費	14,172,000	0	14,172,000
		2 経費	9,568,000	0	9,568,000
		3 交付金	1,768,771,000	269,374,000	2,038,145,000
		4 減価償却費	1,042,972,000	0	1,042,972,000
		5 資産減耗費	30,000,000	0	30,000,000
		2 医業外費用	298,110,000	0	298,110,000
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	251,320,000	0	251,320,000
		2 消費税及び 地方消費税	4,140,000	0	4,140,000
		3 雑損失	23,000	0	23,000
		4 長期前払 消費税償却	42,627,000	0	42,627,000
		3 特別損失	394,352,000	0	394,352,000
		1 過年度損益 修正損	394,352,000	0	394,352,000

令和2年度 浜松市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等維持管理事業（庁舎等整備事業）	266,226,000	28,600,000					28,600,000	
		政策法務事業（例規制定改廃事業）	4,229,000	275,000					275,000	
		社会情報基盤整備充実事業	1,173,933,000	980,572,000		392,698,000		339,800,000	248,074,000	
	8 天竜区役所費	協働センター等管理運営事業	281,525,000	126,868,000	56,932,700				69,935,300	
	10 スポーツ振興費	ブラジルホストタウン交流事業	864,576,000	762,500,000		85,494,000	37,168,000		639,838,000	
	11 生涯学習費	文化財保護継承事業（文化財保存費助成事業（補助金））	54,588,000	1,878,000					1,878,000	
		文化財施設公開事業（鈴木家住宅維持管理事業）	66,264,000	60,020,000		22,924,000			37,096,000	
13 戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等事業	697,752,000	44,143,000		38,104,000			6,039,000		
3 民生費	1 社会福祉費	障害福祉システム事業	49,348,000	8,102,000		2,799,000			5,303,000	
		障害者施設整備費助成事業（補助金）	122,720,000	38,350,000		25,566,000		12,500,000	284,000	
	2 児童福祉費	人件費（会計年度任用職員）	805,393,000	5,000,000		4,385,000			615,000	
		市立保育所管理運営事業（保育材料及び児童給食賄料事業）	211,282,000	5,000,000		4,385,000			615,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	私立保育所等助成事業（私立保育所等事業費助成事業（補助金））	1,136,592,000	111,700,000		97,969,000			13,731,000	
		墓園等整備・管理事業（墓園等管理事業）	158,382,000	36,340,000					36,340,000	
		妊産婦乳幼児健康診査事業	866,518,000	840,000		737,000			103,000	
		母子医療費等支援事業（不妊治療費等支援事業）	530,124,000	278,197,000		243,997,000			34,200,000	
	3 清掃費	新清掃工場整備事業	4,996,993,000	389,530,000				321,000,000	68,530,000	
	6 農林水産業費	1 農業費	市内産花き活用事業	34,685,000	27,000,000		13,574,000	4,825,000		8,601,000
農産物生産振興事業（施設整備等支援事業（補助金））			2,527,760,000	119,430,000			119,430,000			
3 農地費		かんがい排水整備事業（かんがい排水整備市単独事業）	193,179,000	37,900,000					37,900,000	
		農道整備事業（農道整備市単独事業）	75,610,000	6,000,000				5,600,000	400,000	
		農業農村施設維持管理事業（揚排水施設・樋門維持管理事業）	147,680,000	19,511,000			12,725,000		6,786,000	
		農業基盤整備国庫補助事業	38,401,000	19,878,000		12,448,000	4,000,000		3,430,000	
4 林業費		森林管理事業（森林認証推進事業）	2,496,000	1,307,000	1,307,000					
		治山事業（県単独治山事業）	25,872,000	15,580,000			10,387,000		5,193,000	
		林道等整備事業（県単独林道整備事業）	172,205,000	46,910,000			18,768,000	26,000,000	2,142,000	
		林道等整備事業（林道維持補修事業）	201,284,000	30,800,000	30,000,000				800,000	
		林道等整備事業（林業専用道整備事業）	30,800,000	13,900,000			7,089,000	6,400,000	411,000	
	低コスト林業推進事業（林業機械・施設整備事業（補助金））	78,619,000	60,899,000			60,899,000				
	木材需要拡大事業（新しい生活様式支援天竜材活用事業（補助金））	25,000,000	8,927,000		6,732,000			2,195,000		
7 商工費	1 商工費	商業振興支援事業	190,040,000	86,329,000		19,102,000	32,707,000		34,520,000	
		ベンチャー企業誘致事業（サテライトオフィス誘致事業）	52,346,000	25,767,000		19,432,000			6,335,000	
		スマートシティ推進事業（公共施設創エネ・蓄エネ設備等導入事業）	284,811,000	284,811,000	153,957,000				130,854,000	
		新しい生活様式支援事業（3密対策事業者支援事業）	800,001,000	236,264,000		178,174,000			58,090,000	
		新しい生活様式支援事業（マイクロツーリズム推進支援事業）	145,000,000	100,000,000		50,527,000	17,694,000		31,779,000	
		シティプロモーション事業	2,007,288,000	1,108,942,000		563,235,000	194,137,000		351,570,000	
8 土木費	1 土木管理費	公共建築物耐震化推進事業	341,071,000	49,744,000			48,900,000		844,000	
	2 道路橋りょう費	道路関係調査事業（道路交通調査事業）	77,637,000	77,637,000		600,000			77,037,000	
		交通安全施設等整備・修繕事業（国交付金事業）	1,159,596,000	531,506,000		291,048,000		210,100,000	300,000	
		交通安全施設等整備・修繕事業（国県道単独事業）	638,724,000	173,046,000					173,046,000	
		交通安全施設等整備・修繕事業（市道単独事業）	1,307,109,000	64,314,000					64,314,000	
		市道整備事業（国交付金事業）	700,000,000	584,608,000		300,540,000		266,100,000	17,968,000	
		市道整備事業（単独事業）	612,924,000	137,988,000				91,400,000	46,588,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	国県道整備事業（国交付金事業）	1,081,276,000	606,746,000		320,351,000		270,000,000		16,395,000
		国県道整備事業（単独事業）	514,277,000	196,515,000				98,500,000		98,015,000
		スマートインターチェンジ関連整備事業（国交付金事業）	510,000,000	176,820,000		97,251,000		77,300,000		2,269,000
		スマートインターチェンジ関連整備事業（単独事業）	107,030,000	70,801,000				51,800,000		19,001,000
		三遠南信自動車道関連整備事業（国交付金事業）	849,600,000	696,960,000		383,328,000		301,800,000		11,832,000
		三遠南信自動車道関連整備事業（単独事業）	186,000,000	93,592,000						93,592,000
		道路維持修繕事業（国交付金事業）	7,381,290,000	4,047,870,000		2,116,103,000	80,779,000	1,708,100,000		142,888,000
		道路維持修繕事業（国県道単独事業）	1,720,885,000	25,916,000						25,916,000
		道路維持修繕事業（市道単独事業）	2,919,238,000	8,669,000						8,669,000
		道路維持修繕事業（長寿命化推進単独事業）	999,081,000	178,039,000						178,039,000
		道路防災事業（国交付金事業）	438,000,000	395,360,000		199,180,000		150,000,000		46,180,000
		道路防災事業（単独事業）	485,833,000	208,401,000				75,100,000		133,301,000
		橋りょう耐震補強事業（国交付金事業）	126,500,000	35,280,000		19,404,000		15,800,000		76,000
		橋りょう耐震補強事業（単独事業）	77,934,000	38,510,000						38,510,000
		過疎対策道路修繕事業（単独事業）	186,010,000	79,615,000				69,800,000		9,815,000
		自転車等対策事業（駐輪場維持管理事業）	25,202,000	11,990,000						11,990,000
		地籍調査事業	14,533,000	2,970,000			2,257,000			713,000
	3 河川費	河川管理対策事業（ポンプ場等維持管理事業）	454,255,000	4,700,000						4,700,000
		河川改良事業（国交付金事業）	68,000,000	21,000,000		10,500,000	3,500,000	6,300,000		700,000
		河川改良事業（単独事業）	875,906,000	225,330,000						225,330,000
		河川維持修繕事業（河川・排水路維持修繕事業）	703,526,000	75,665,000				75,600,000		65,000
	5 都市計画費	景観形成・保全事業（景観形成事業）	4,162,000	2,491,000						2,491,000
		市街地再開発組合支援事業（旭・板屋A地区第一種市街地再開発支援事業）	110,000,000	64,926,000				61,600,000		3,326,000
		土地区画整理等調査事業（単独事業）	52,314,000	1,298,000						1,298,000
		都市計画道路整備事業（国交付金事業）	624,880,000	287,362,000		148,641,000			150,000	138,571,000
		都市計画道路整備事業（単独事業）	186,166,000	112,033,000						112,033,000
		天竜川駅周辺整備事業（国交付金事業）	5,000,000	5,000,000		2,500,000		2,200,000		300,000
天竜川駅周辺整備事業（単独事業）		54,319,000	8,141,000						8,141,000	
公園施設改良事業		219,006,000	88,065,000						88,065,000	
公園施設長寿命化事業（国交付金事業）		131,782,000	93,000,000		46,500,000				46,500,000	
9 消防費	1 常備消防費	消防航空隊運営事業（消防航空隊運営維持管理事業）	272,640,000	113,300,000		43,932,000		65,900,000		3,468,000
	4 災害対策費	防災施設・資機材管理事業（防災施設・資機材維持管理事業）	188,765,000	980,000		370,000	489,000			121,000
		防災施設・資機材管理事業（災害情報伝達手段整備事業）	1,243,485,000	332,650,000				332,600,000		50,000
5 公営企業会計支出金	水道事業会計負担金	124,255,000	3,850,000						3,850,000	
10 教育費	1 教育総務費	学校情報技術環境整備事業	1,880,076,000	70,181,000		52,926,000				17,255,000
		不登校児支援推進事業	62,928,000	3,498,000		2,638,000				860,000
	2 小学校費	小学校運営事業	1,391,896,000	119,965,000		105,218,000				14,747,000
		小学校建設事業	1,098,032,000	939,069,000		366,662,000		305,600,000		266,807,000
		小学校施設整備事業	926,708,000	217,780,000		58,951,000		80,300,000		78,529,000
	3 中学校費	中学校運営事業	787,203,000	59,563,000		52,241,000				7,322,000
		中学校建設事業	172,232,000	104,872,000		57,762,000		29,500,000		17,610,000
		中学校施設整備事業	533,271,000	93,523,000		18,152,000		24,000,000		51,371,000
	4 高等学校費	市立高校管理運営経費	113,809,000	4,425,000		4,130,000				295,000
	5 幼稚園費	市立幼稚園運営事業	293,990,000	27,500,000		24,119,000				3,381,000

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
11 災害復旧費	1 災害復旧費	林業施設災害復旧事業（国庫補助事業）	596,911,000	38,465,000			36,898,000	1,200,000		367,000
		農地・農業用施設災害復旧時事業（単独事業）	419,390,000	146,000,000				81,200,000		64,800,000
		土木施設災害復旧事業（国庫補助事業）	610,000,000	240,900,000		160,680,000		74,800,000		5,420,000
		土木施設災害復旧事業（単独事業）	1,558,610,000	340,208,000				214,000,000		126,208,000
合計			57,542,789,000	17,466,707,000	242,196,700	6,666,009,000	643,752,000	5,500,800,000	201,239,300	4,212,710,000

令和3年 5月20日提出

静岡県浜松市長 鈴木康友

令和2年度 浜松市事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌年 度繰 越額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国庫支出金	地方債		
8	2	道路維持修繕事業(国 交付金事 業)	250,000,000	81,400,000	168,600,000	168,600,000		84,300,000	75,800,000	8,500,000	令和元年度から繰越して いた須部灰の木線道路法 面施設修繕工事につい て、令和2年7月豪雨の影 響によりさらなる損傷が 発生したため、工事の年 度内完了が見込めなく なったもの。	
9	4	防災施設・ 資機材管理 事業(災害 情報伝達手 段整備事 業)	1,243,334,880	752,475,871	490,859,009	158,210,000			158,200,000	10,000	災害情報伝達手段整備事 業について、新型コロナ ウイルス感染症による緊 急事態宣言が発令された ことに伴い、屋外スピー カー設置工事の工程に遅 れが生じ、年度内完了が 見込めなくなったもの。	
合 計			1,493,334,880	833,875,871	659,459,009	326,810,000		84,300,000	234,000,000	8,510,000		

令和3年 5月20日提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

令和 2 年度 浜松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	拡張費	円 84,700,000	円 33,880,000	円 50,820,000	円 0	円 0	円 50,820,000	円 0	円 0	円 0	常光第2幹線耐震化その1工事ほか24件について、当初は年度内の完成を見込んでいたが、着手後の現地調査で判明した施工条件の変更や他事業の遅延などにより不測の日数を要したため、翌年度へ繰越となった。
		改良費	円 878,729,500	円 250,820,000	円 627,909,500	円 0	円 0	円 55,401,000	円 572,508,500	円 0	円 0	
計			円 963,429,500	円 284,700,000	円 678,729,500	円 0	円 0	円 106,221,000	円 572,508,500	円 0	円 0	

令和 3年 5月20日提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

令和 2 年度 浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共整備事業費	円 3,337,285,040	円 762,030,000	円 2,575,255,040	円 1,128,886,950	円 1,372,300,000	円 0	円 74,068,090	円 0	安間川右岸第一排水区天王雨水ポンプ場機械設備築造工事ほか61件について、当初は年度内の完成を見込んでいたが、関連工事の遅延などにより不測の日数を要したほか、国の第3次補正予算に伴う令和3年度事業の前倒し実施により、翌年度へ繰越となった。	
		特定環境保全公共整備事業費	94,288,700	3,690,000	90,598,700	0	70,500,000	0	20,098,700	0		
		改良費	14,620,100	3,940,000	10,680,100	0	10,100,000	0	580,100	0		
計			3,446,193,840	769,660,000	2,676,533,840	1,128,886,950	1,452,900,000	0	94,746,890	0		

令和 3年 5月20日提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友